

予防規程制定・変更認可申請書

一定の危険物施設においては、予防規程を作成し、申請書2部を管理者に申請し、認可を受けなければなりません。なお、変更が生じた場合も同様です。

提出書類	<p>予防規程制定・変更認可申請書（様式第26）</p> <p>予防規程制定・変更認可申請書（様式第26）【記載例】</p>
添付書類	<p>予防規程（2部）</p>
提出時期	<p>随時</p>
提出者	<p>所有者、管理者又は占有者</p>
受付窓口	<p>危険物施設の所在する場所の所轄消防署、支署（出張所、分遣所を除く。） 予防・危険物担当係です。</p> <p>●所在地等 消防署（支署）所在地一覧は、「当組合ホームページ」総務欄をクリックしてご覧ください。</p>
注意事項	<p>1 提出部数は2部ずつです。</p> <p>2 予防規程に定めなければならない事項がありますので、事前に所轄消防署にお問い合わせください。</p>
備考	<p>1 申請書を受理したときは、その内容を審査し、基準に適合し、かつ、火災予防上支障がないと認めるときは予防規程制定・変更認可書を、支障があると認めるときは予防規程制定・変更不認可通知書を交付します。</p> <p>2 極めて軽微な変更がある場合は、危険物等変更届出書（危険物規制規則 別記様式第18号）を管理者に提出することで変更を認めるものとします。</p>
根拠法令	<p>消防法第14条の2第1項 政令で定める製造所、貯蔵所又は取扱所の所有者、管理者又は占有者は、当該製造所、貯蔵所又は取扱所の火災を予防するため、総務省令で定める事項について予防規程を定め、市町村長等の認可を受けなければならない。これを変更するときも、同様とする。</p> <p>危険物の規制に関する規則第62条 消防法第14条の2第1項の規定による予防規程の認可を受けようとする者は、別記様式第26の申請書に当該認可を受けようとする予防規程を添えて市町村長等に提出しなければならない。</p>

制 定

予 防 規 程 認 可 申 請 書
変 更

〇〇年〇〇月〇〇日

西胆振行政事務組合
管理者 様

申 請 者

住 所 伊達市〇〇町〇〇番地〇〇 (電話 〇〇-〇〇〇〇)

氏 名 〇〇〇株式会社 代表取締役 〇〇 〇〇

設 置 者	住 所	伊達市〇〇町〇〇番地〇〇 電話 〇〇-〇〇〇〇		
	氏 名	〇〇〇株式会社 代表取締役 〇〇 〇〇		
設 置 場 所		伊達市〇〇町〇〇番地〇〇		
製 造 所 等 の 別		取扱所	貯蔵所又は取扱所の区分	給油取扱所
設 置 の 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号		〇〇年〇〇月〇〇日 設許 第27号		
危 険 物 の 類、品 名、(指 定 数 量)、最 大 数 量		第4類	指定数量 の倍数	60倍
		第1石油類ガソリン (200ℓ) 10,000ℓ		
		第2石油類灯油 (1,000ℓ) 5,000ℓ		
		第2石油類軽油 (1,000ℓ) 5,000ℓ		
予防規程 作 成 年月日 変 更		〇〇年〇〇月〇〇日		
※ 受 付 欄		※ 備 考		

備考

- この用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。
- 法人にあっては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
- 品名(指定数量)の記載については、当該危険物の指定数量が品名の記載のみでは明確でない場合に()内に該当する指定数量を記載すること。
- ※印の欄は、記入しないこと。